

交渉の議事要旨

(開催日時)

平成24年3月22日(木) 9:30~10:30(60分)

(開催場所)

留萌開発建設部 第2会議室

(出席者)

当局側(留萌開発建設部)

吉井 厚志(留萌開発建設部長)、白石 貴幸(留萌開発建設部次長)、
竹腰 稔(留萌開発建設部次長)、宮崎 晃(留萌開発建設部次長)、
山田 博継(総務課長)

職員団体側(全北海道開発局労働組合留萌支部)

打田 智美(執行委員長)、村上 雅彦(副執行委員長)、亀口 裕一(書記長)、
加藤 健吾(執行委員)、大関 良司(執行委員)

(議題)

- 1 当部における超過勤務の縮減について
- 2 当部職員の健康管理について

(要求書に対する回答)

要求書のうち、取り決めた交渉議題について回答(別紙のとおり)。

(発言概要)

【議題1: 当部における超過勤務の縮減について】

(職員団体) 各職場における超過勤務の実態について確認したい。

(当局) 平成23年度の2月までの超過勤務の状況については、当部全体では、平成22年度の同時期に比して、月平均で若干減少している。部門別では、事務部門及びその他共通部門が3割程度減少、河川部門が3割程度増加、道路部門が2割程度減少、機械・電気通信部門が4割程度増加、港湾部門及び農業部門が1割程度減少、當緒部門が6割程度増加している。

(職員団体) 災害対応や会計検査対応、業務繁忙期により超過勤務が増えるのはわかるが、職場において一部の職員に業務が集中し、超過勤務に偏りが見受けられることについて、当局の認識を伺いたい。

(当局) 長時間に及ぶ超過勤務の状況について、平成23年度の2月までの長時間超過勤務者数は、平成22年度の同時期に比して減少している。管理者においては業務量や難易度に応じた職員への適正な業務の配分に努め、業務の簡素・効率化を図り、できる限り特定の職員に業務が集中しないよう努めているところである。

(職員団体) 長時間の超過勤務の継続は、職員の健康面や家庭生活にも影響を与えることから、一部の職員に負担がかからないような業務処理体制を構築するよう、管理者への指導を求める。

(当局) 超過勤務について、管理者は、業務遂行上の必要性のほか、職員の健康面も勘案の上、職員に対して超過勤務を行わせるかどうか判断して、命じているところである。職場の管理者に対しては、超過勤務を縮減し、職員がより健康的

な生活ができるよう引き続き指導を行っていきたい。

(職員団体) スタッフ制の拡大が進んでいるが、課所によってはスタッフ制が上手く機能していない状況となっている。スタッフ制とは名ばかりの状態になっているのではないか。

(当 局) スタッフ制が導入されている課の管理者に対しては、スタッフ制の利点を活かした効率的な業務処理を図るよう指導しているところである。

【議題2：当部職員の健康管理について】

(職員団体) メンタルヘルスの原因は様々であるが、職場において職員個々の業務量に過度な偏りがあることから、ストレスを受け体調を崩す者が出ていている実態がある。疾病者数を把握するだけではなく、心の不調を原因とした疾病が発症した原因を掘り下げて把握し、職場復帰への支援も含め、適切に対応していただきたい。

また、現場監督における事故は、1人で現場に行っている時に起きている状況となっていることや、当部が管轄する現場は特に吹雪きで見通しが悪くなることが多いので、安全には充分配慮するよう指導していただきたい。

(当 局) 公務上等災害の防止及びメンタルヘルス対策については、平成24年度において重点事項として取り組んでいく予定となっている。各管理者に対しては、職員の勤務状況及び健康状態の把握に努めるよう引き続き指導を行っていく考えである。

※文責は留萌開発建設部当局（今後修正等があり得る。）

別紙

交渉議題に係る回答メモ (2012年統一要求)

平成24年3月22日

1. 当部における超過勤務の縮減について

超過勤務の縮減については、当局としても重要な課題であると考えている。

本来、業務は勤務時間内で処理することが望ましいと考えるが、業務の性質や時期によっては、超過勤務が避けられない場合がある。

当局としては、職場の超過勤務の実態等を踏まえ、業務運営の一層の簡素化・効率化を図り、業務の円滑な進行管理を行うとともに、週休日及び休日出勤の縮減、定時退庁日における定時退庁の励行など、超過勤務の縮減に努めてきたところである。

また、超過勤務を命ずる場合には、職員の健康を害しないように考慮しているところであり、今後とも、この点に十分配慮するとともに、きめ細かな業務の進行管理に努めるよう、管理者を指導していきたい。

2. 当部職員の健康管理について

健康・安全管理は、職員が職務を遂行する上で重要な問題であると認識しており、当局としては、健康管理計画に基づき、各種の健康安全教育のほか、定期健康診断等による健康管理、執務環境の点検整備等による安全管理を計画的に推進し、職員の健康の保持増進と安全管理を図っているところである。

平成24年度においては、特に、生活習慣病対策、超過勤務に係る臨時の健康診断・面接指導の実施、公務上等災害の防止及びメンタルヘルス対策の4つを重点事項として取り組んでいく予定としている。

なお、メンタルヘルス対策については、カウンセリング制度や健康管理医(精神科医)の積極的活用のほか、特に管理者への教育の徹底を図り、予防に努めるとともに、人事院の指針に沿った円滑な職場復帰支援策を進めていきたいと考えている。